和書門
類 二七二五五 號
一〇七 函
八 架
二〇 冊

内閣文庫
和書 類
二七二五五 號
二〇 冊
五函九 架

内閣文庫
番號	和	27255
冊數	20 (2)	
函號	153	256

国立公文書館
National Archives of Japan

諸家評定巻之二

臣下清濁之巻

一番　臣下行作を知る事

二番　能臣濁臣之事　三番　臣下白拍子追出る事

四番　臣下国之癖を不知事

五番　四民之善と臣下の心をしらる事

六番　臣下弄を色する事　七番　横目を用ひ候事

八番　臣下逆心仕る品之事

九番　臣下自害を以諫る事

十番　臣下君を諫の術を以行ふ人之品并

自害之事

明治十二年購求

大瀧文庫

十一条　無智者より
十二条　君臣別て旅人となる事
十三条　君臣と諸問答の事
十四条　上下有勇無忠の事

諸家之評定巻之二

上下清濁之巻

一条　上下治乱を知る事

さる将軍の治世無事にして諸侯大方なまじゐ児女を愛し
去て八日中にも戸を閉し蝋燭をとほして酒宴を
催とし夜となく酔乱して醒る時は家をあつめ酒を
とゞまる事もなし一切武芸の道なく知行取は不
残御名家して先年共ともえ其人は治国
のえん事を行く治世の善悪をもしらず
治まれる家をも又は治まれば諫をやめ人も取
し故上下共にうちはやく頭さへ諫まず更
ひろん詩学を好みして文学をなすへし

あるじ主君めし給ハざる時ハ給ひの御會なくと
御座敷よりとく立出ぬ私事をも致さずして下々を
やすらかにあるじ君不審にも打過しけれバ下々も
あまたりに於て今にもまちなく其事を致して下々如
よ依て其侍を御預け被成候也侍ハ内々にても急度
たびまかりやうそて雖然是を致て下々ハ文則
座にも面前まじく侍とり尾云ぬ所の間ま
當ひ之所ぞや右若云御家にて鉄砲銭を私
武想にも御家老のまへにて不ん的なる年
いづれも知らぬ事となげうち當計稽古
侍の能化やつ假ハ貴年ざかりにてはかなく一云族

ゆかしき主君云きてはかり已若労あるべからざる
弱我のみを大切によ存ぬるや畢竟不及聞
行依侍分に構を入て重ねはして儀にも是
分じハ見とらんと御魔の火不斜其時に
下償るやられハ我為にしてはかも己功
くれハ滅亡国なるべし御事よ太平の代
も戦を忘るとのや備しく君ハ前後を
存て欲けり積文一両年の戦にも勝利給ひ
ハ料ハ欲甚しく依てとらんと思ふ時のやく御ん
ゆれさるべきに時なしぬまど御依法悪変非
々のことらせ給へハ御親父様とぞよ

御進おゐ如く。家を以御身のことと思ハんがへす
らぬ我身ら治むるも其人益徳を治むるよ
人を出し法度を立敵合し兵をおこす事ハ思ひ日
御事ハ如何の儀也。御取り立事なるべき也。
味方ハ。其威勢をなさしめ給ひ。御寝所
めしつかはれ。御誓紙をかへさず御備味
く練ねらしなり給
不及評結局とぞいふべし。勇猛におよびたる御様
給へば。其せんかうんば。御孫へ申すべん人命。
よく知せ給ふ事なり。用心にて味方人
仕時をも不知是を不知して。用べし又あやう

きょうけんの心得

二京結局備之事

此将家父は若者なりといへども乃子細
あつて御勤番あまりに其者
の勇あり忠義の事と。選しく取りつけ。
其方主君の勤番をゆかし恥なりと思ひ
給へば。敵国に近く国の様子を見ゆかしさ
ゆり給へ其武略よかしんに宿の憤をはら
ゆんすべ。且つ疑とて起請を書くまじ事。
敵国も。仕居ちるの事ゆる年遠まゝ。
敵国の行法をみてゆり法下に於てし云。

欽将の賢才に。おのづから天下万民なつ
きしたがふ。并に嬰子の母をころしたがはず。文法
度を守る。これとなりしものは。おのれも帰心せ
ざりに。おのづからなる。然るに能なる終りによく家中
のみなさまは。勢ひとどうやましきものあれども
みなさまと知音にそんじよく。儀を重じ。礼
を正しく仕へる。私心を欽國に奉ひたず。命を
かりその事と忽にす。疑しめずといふた。第一に
八朋友とおぢ。第二國法正しきによく。但に
討死仕んとせしなりと。奥に告しのば。
臣不斜思ひて。主君の憤を休め。君も御

んを改め。國法を正しく仕置によらば。諸人が従
ふよろこびつきざるべし。偏に臣下の智謀を感じ。
武略の器量を褒め。君も諸人も。ぶ臣さ
ふと。寵愛仕給ふ也。故に臣下威を申し。勤
國の人も。其恥を清めたる事。又讒臣あつく
是を悪嫉もなかりしきみの中に。少文学あ
る者とちかづけ。讒者の一巻と。記せる第一の
篇に。欽ねハ元来乞食にて人の何のあるき
事ある人にし。第二家の人の中に記す事ハ。
諸侯と称へ。主君の憤を休めん謀なるべし。
家の人欽ぬの法總也庸人ため。主の継を取る○

見先にはよらざれはいく〳〵の。言葉を信し給はず
一向に此智恵。潔く我をわすれ。実をしりて事
ことわりず。君の心意に悪政なりげなく
ほろび給ひしなり
東云周公ハ其己に賢則親賢己愚則親
愚と云り。讒人を挙用し給ひ。忠臣を遠
ざく事。君のおそるべきなり。終には滅亡
臣たらん人は。知らるべき事。古の諫言の故なり。
ふかくおもはかりさ。先ず諫臣は心忠臣
とはりがたんとも。此忠臣は国のかがやき時ハ。
君がほろび君はほろぶ時ハ。己もほろぶる。

去る程に忠臣ハ時の悪政によつて一身を捨
事あきらかに。諫人是を諫め。よつて死
かば其君命。末代におほせり。是武士の
本意なり。又君臆が故に。佞臣時めくや
以くかば。諫人是を悪時は。ぢからなりがたん
や是を悪時ハ悪んで。聴察時ハ。能味給べき
事なり。讒書第一に歎のえ来。忠食か
能べからさ事あれまさし。書さけ
儀式を不案内なりとも。諫ハ勇
と忠とを以。仕おがる事両用なり。さて
諫人も是非なまさ子細によつて。窂人

かやし仕時ハいの様乃ことくにもてくらしたまへし。是恥辱をあたへられし。唯人ハ富でたにまれ貪欲と歎或ハ欲まそしも侍まかん人と。あるいは或ハ威ある人と云る。凡人。或ハ諂あり。利と重じ。僕と猶しめなすともあ事ハ。或ハ末代の恥辱なるべし。たとへ乞食なりと。知縁あらんとハ撰びがたくべき儀なるとや。えらびがたきそ。百人ともに乃不知ようんし事。愚痴なるといふべし。而して一国乃守護あらん人をや。然るを偏性なれ。欺識事多癖にして

憎嫉乃深き事明かなり。然らハ讒言とは察し覚ゆき事なり。不知之ハ大なる乃恥画讒者ハ甚ぶからなるべし。第二古凡人乃中ニ在る儀偽なり。縦令能き事にくしも。欲乃弥法とまる。治るか。能なりと書事。縦令古凡人乃讒言なるとも。又天ヒと用ゆる。国治り多人看るなるへきもうし。あらむちき事なりし。国君に看やすとき時ハ。忠儀しとゆる事たもあり。けまは賞を以進者詞乃儀をば不撰儀を以進ちんその偽をは不沒とたりぬ。亦を亡ぼすべき

あり。国を持ツ法あり。則ハ。我威を知也。る所のなり。武ハ主の機嫌を繕ふも。るべし二ツハ深く寸鍛事也。又一度歌道に住居仕る所を以て寸鍛るなりと云人有。其役ハ夫の諸を以てキ人の憚としるとも。乱を付。情弱べき事なり。今の侍ぐの所を以。評する所ハ。歌ねと悪とし也ぞ。主君をよしと云ふ人。鎮る事なきども。是ハ君の非をなり。家人をも君に懐けくば。歌をも思ふとは云ふべし。又するするも歌ねの用なる事ハ。下の用役とも。我儘と

云ものなる也。我儘なすじにて。ハ歌の外りあとに。不斗迷惑して。歌よりあかへやそ。歌の第とし。あしくなすべき。行とも也。歌の用事にくとも有る。我の為に能事とべまじ。○ぶ是き役なり。志ある歌将の用事。味方よ用る為事なすべし。歌ねの家にある。とも。不用とそ。味方ハ大猫牛なども用るき事なからんや。縦令悪猿のなし人なりとも。大道あらは一貫ある位の数なりき。蒔なる所とは。儀式としるし。給ふめる心の非を。皆深く己が威

利欲せんとて忠臣を退んと虚言忠臣をなし
諫めんとして。邪を退けんとしてかへつて獄され
ハ兵法に云。係者ハ。禍を救んとして。禍を招
忠臣ハ。君を安からんとして。自安からず
あり。君はなはだしく讒者を親ひ。明にして
忠者を疎み色のこんば。臣明にして人を退
色のこんば。明にして邪を退けば。或ハ権謀
の人を欲国よりして。臣下の為に
つまたるべきく。然ば善云武略と云ハ。欲の
強弱。其外一切の儀と刃にして。味方の
者のまゝに。学者なり。然れば。智を

勇とくさいといふなり。真の武道を好人ハ。好佞
故に。晩年の事を計り。或ハ朋友の為に家
を立延事ハ。何ほどの恥ありとも。斟酌を
以てハ。名あるも何故に自の恥をかへりみて。
君を恨べき所。佞を好故に。其恥を清めん
事を。我よりも先のみなり。又其器量を知人は
事。臣の明らかなるゆへに云て。又此其勇と
智の深き人の謀あるには。心得て善云自然
の所もなり。喩ハ。其手の細工也。出来さ
此時ハ。言葉を以て手の細工り。ずんぞくのごとし。
是ありなり。其所を見れば。秘蔵して

其細工人などハ。粉こそかくし。又それの細工も。月
給は不出来なれバ。下々の取りあるまじご
ざらし。其の真などは悪敷とすまじけれども。
其細工人などはよそにて見し。是にかく別
あるべし

三本足下白拍子遊がへ手
さる国よ菊屋しや。松やしやと云。白拍子なり
ごまい下に小舟あん。其人へ尋ぜなずくて。おまへ
の白拍子あり。中よの色。菊屋しや。松屋や
ハ。其目容貌舞も。上手なれバ。大きに是を
寵愛申ます。小舟あん其人へ。ぜひなくは。

家中の人々是を知りす。大夫なりしに。おかれ
時代其人へ。ぜひに付。為物也とも。討果しされバ
殿下是まで。に驚き。加様の類国より来る時ハ。諸
の物りしとて。不審。根なり。又諸の様と
なるべし。唯君の覚召。其々ゆ。菊屋しや。松
屋しや。計をば。討取へ。余の白拍子をバ。
追出すべき。由仰出されなり
其云君。依為なる時。其国せまく。其法返
なり。殿下白拍子わしも。諸人の悪しき事な
らんやと云ふとも。致方の君なれバ。其の儀とも
云へ共。御通有君臣にも。時ハ。諸人其

法によりてさばく。自称す百人千人ありとも道理
君臣愛せざる時ハ。家中の侍さらに。諸侍
たちやらりすまさ寡なし。君臣ともに親
あそび人をおしなむる時ハ。草の根を不
絶がごとし。されバよき草生じや。松生じや
をおさんと云まけ法の逆と云べし。烟も魔
似も其の色を乱せを乱る。されバ義者
なき紂と桀との寵愛まします所も故なり。
ゆへに小身の人が侍の着よ身をまもる
ゆへに国を保つがすまざるべからず。
君臣質なきバ。諸人是非をおもんずる。

悪人よ徳なし。天下治め為に君臣明也。為
君臣賢也。君臣ハよくその本なり。君臣
と結び用捨し。能く臣下君の智
と得女をはなさざらんとせば。余の女出来
なりくるしんの分別すて。古のごとく云
そ侍の古の侍の様ハ時と君とよりよく事
が能ハ法をたべし。其盛なる時ハ。侍たる
数多あつめ国にすすむ。小知なれ
故に。是ほし。古人曰君善なる時
ハ悪人も害をなさず。君悪なる時ハ善人
も害となることあり。或ハ侍の数国に

ある時ハ。諸人其色にまよふべし。御ハバ道
かなしかれども。善云時乃興(けう)にまよひ。国
とりそ。形色乃ちんみりとし。ある時ハ。諸
あつらん。嬉乱なる族(やから)も。白拍子(しらびやうし)に。おぼれ
と云ものも。児なども。色にふむきを。あつさ
ぶりさまざまの善悪をも不撰(えらば)ず。其人の心を
養ふ。遊興(ゆうきやう)身乃滅亡(めつばう)をも不弁(わきまへ)ず。又武
さそハ。国乃喧嘩を深(ふか)くさそ。一衛乃こゝろよ
ハ。加様の数を用事あるべし。濃艶(えんえん)諸人
宗上下國乃痛をふかき
治両者さ大将。國乃税をも遠(ゑん)慮(りよ)もありゆくすが。

或(ある)故(ゆゑ)ハ。大にしそて。名誉(めいよ)なる事。大将乃面
目ともなる事。國代なり。又。政ハ。公儀
町人。百姓までも。大役をかけ給ふとあり
然云君乃驕(おごり)ハ。臣乃驕ハ。万民の
色と成ても。済ましば。此程代々ハ。きさ大
将ある故ハ。諸人乃驕(おごり)まで。民への心持事で
明。むかし賢(けん)才(さい)なる人ハ。十歳乃節として。生得(しやうとく)よ
かくなる人も。あまし。たとへハ。伝ありしとふ。
國務御ども。ハ諸人乃。昔とぞ。あり給べからんぞ。その
後と。将をは。臣に。諫(いさめ)なる悪事あり。先
世継とりても。臣に疎あらバ。加様(かやう)迄(まで)思(おもひ)よ

ハ平生に先祖を大事に祀り。子孫繁昌なるべし。
身の為とていへば。己が貪欲に依て主
君の御為にあるべし。然バ金銀を用ひて
なり。其を大切に祀りて倹約に至る
まれに實儀なき時は平生に有徳人ぞ
あらん人にあらず。不儀にして富貴
也は必ず世の間諸人を苦め金銀を
以身のみに先祖納受なし。必ず後に身に
なる。ちりも積りて山となる事も有
ハ貪欲なるによりて。終に不富
にして国を亡さん。悪人なるべし。

聖人の語に人君の大小諸侯とも何事も。君の
為に倹約に過ぐるは吝なり。諸人
色をも好み。身に奢侈ありて万歳
まで。諸人を苦め。我身を諸侯に進ぜ
給はず。諸侯其家のあんかずをは何ぞや
と云ふ人の。其財を貪りて。ゆるまじき事也
云べし。然ば物を求るにあらずや。又国
民貪時は悪逆人多く。多く国乱しく
成るべし。是安穏を子孫も祈りてはお
らず。還て災難を招くなるべし。諸子
諸人

又示す民乃苦しミ上下乃患としらる事
此乃國乃法に諸役を調易きこと也なり
是そて商人たちに誓紙をとりてせず銀借の為
多くやる其二ツ乃外わ間銭をとりおかる事
乃あし定ず
某云が役乃儀ハ君家の役等ぞ也とも臣下又
為多く出へなりとすべし。前乃俸乃ごとく
二代也とも乃國扮ハ我たかいとくましの
次也とも下々乃儀にはふ心ぬる事。
おりべし。其條さんとむぬをりとる
時ハ。猶わるべし一向に為する人ハたち給の

んハ不得そのされ共とも却て控へだそてなる大
ねかたんは。此の役乃まくと家役めのなり。さ
役ば。大ねく末に影をごとく役まくと役
兵へ役へ付。其金銀よかるべし也兵人役
役人ハ。称み強き分別乃ことあるこえも役人臣下
乃疎よかんよハ。か役よ惣多く沖ムきよハ。無拠
にて大ねよ智恵ろきぞ也先。商人國よ。宗旨分別
思量を調。役人奥をそんさて。世綱が
ごくぶり出多のるべし。又事にかき。死とか
役る事わるべし。又国よまうつき商人まと
よる集る時ハ。其月出ん乃為なるべし。

又ハ他国の風俗をも聞し。或ハ諸芸の善悪
をしりをも。かつ格の古語をしるのみなれば。武
将の一術たるべし。然るに此事を仕
趣ハ他国と和睦などさする手なり。貴人に
事を企て里と交りめぐり。難儀にも
あさき物をも。間夫り利をやうらく生計
とする手。侍の武道を忘れ忠儀をなして
知りとらり。高官を好まされしさかり
貴人の珍物を持合贈に遣りしおん時
ハ武心の強欲よりまた所々の出でし。されバ
まも貴よ。我に所在あり。百貫の貴

まらも貴んとする手也。不才無益の男子の仕合よ
よる手なり。賢人も織よ入男此時など
ハ合銀を丁寧よわしく縫合をくなし
貴まで。古来とくさるをとられた。千貫
百貫をはくさそ。少そ。織よは家来
物ざわけかん。諸所武士の家人儀を重じ
利を好む道ざる手なれバ。これ
物なりた平をに所以は。秘密とする
をも好み。へし。其の外にもそて。大勇なる人
も心不付。又ハ今日明日も知るとて。家子
あり。小身なる人ハ。ものひらすも延へし

てすと窮る事有。商人ハ今日の時宜
利をとらんとして後に損の負を嘆かれ
かならずいふは調法乃業を重ねたり二つ有といへど
私利欲なりとも其時は先は其身をとらへて
ため商人ハ常に事有まつとして物の理を
多くの人を養ふ無益之費は四民用塵国乃益備
四民用足国乃安楽なりとぞ能嗜給
為に又諸職人などもまことに手を伝ふ給
味はいして代地乃易くしんとも求んとも能ゞ
其工細工人ハ三年なりとも其業ハわりもん
時得ハ他国をも十分に養ひまなといふりのなりの源

舩人

六十余州下野と遠近事
山谷国の海河乃術を能知て大河などを
も諸人を安く渡する人なり。此人其心
操なき様に付る。大切之事は先の善悪をしる事を数
行ある方よ江下漕まして船乃着を
他国より来て事を過るは海乃多くあり。
其侭為。唯死の害を前に後の事を通
商人なり種乃数能わんも色乃理
重にハ多くの事を見るへし近き事有細
乃船を一殺さんとる事。大切の所と云ふ。

先上を重んじ。下を撫くゝとも以て家人を憐
み。諸文化國に道をつくすを惜まず。其
調法なることを知れば。此道は下知尽
也。武将としては縦令無藝の人とするとも
僅は不及。士民に至るまで見ゆるの也。
かの忠をも深く感じ。深く悟し
とせん。忠あまれども。感状なりとも
不覚時は。何をか悟し。何を以て忠なり
せんや。其身を以て悟をうけ給ひてこそ。
主人のちよ。又深くいたる一藝にもあらん人
とや。松本とかり馬は前ともあれらるゝ。

以て奉る人は其心を以て教ゆるの深をしらぬ
是らく分別ありべし。一藝あれどもその
外の作器なりといへども。一夜の用に立ぬ
ままを忘れ給ふ。故に学ばば。此人士武
士は。士も其の人なり。大将を輔くる
職に味の月まれ在も。ばば万人の力に
そ。一人で心し此調法なるにも。いかなる
いくさとの藝先をかくるとは平下知し
一人の大なるを捨るも時は。万民下に有
あやふき。漫時は治て其法もなきものなれ
ば。平常其法まつ時は。又不懐是一

を乱しく。多分諸道に於ても諸人ハ又一藝あり
て。器量乃りよき人あれば。一人ニて全し
万事諸人の智慮深く何ごとも知るなり。然ども
と云し行ふ時ハかならず。其人威を挽んと
諸人乃怨嫉をうけ。家乃失あるべし。然乱
別。君臣何ぞ知れ何ぞしれとて不可然。
一手に人をよせ。万事をまかすべからず。
非あるべし。其上一統なる時ハ万事其
是非の分ち或ハ歌の道にハ内より出たり。
大学ニ云心不在焉視而不見聴而不聞食而
不知其味とあり

七家老横目を用ゆべき事

我国ニ海内時めき。君臣共に諸の儀なかり
けるく諸侍ハ不忠乃事。土民まで是を悩ます。
大分なれバ。役人の手くらく横目をもって能く
家中乃風俗善悪あり。中に諸朋友とも多く或
ハ立退人もこれあり。或ハ死罪ニ行るる人多く
ありて。世ニ其家をくつがへすあり
当家ニハ横目を用ゆ。昔君乃為あり。君臣の
よりて明らかに人をえらび横目ニ用る時ハ。昔之
君臣ニ忠を尽して其非をかくさんがための也。
用る時ハ必ず諸となるべし。古より主君乃

古といふ事あり。諂臣ある国ハ乱る所以也
今の横目これなり。彼らに其耳目の。たよりと
用の儀ハ。其善悪を弁へずして。世の儀を聞き
くせ。我非を作り。讒者の私欲と。悪説
民の科を。争はんとして。国の除饗欲のんと
知らざれば。君臣心府の明を。ゆるむ時ハ。目
乃当を以てす。不穏正しからずして讒の人を将る
事なし。又己が非儀をかくさんとして。横目
を用て。家中ふ和なる事を。言事なかん。
成とおもへども。君臣ともにそれ人乃非儀
をば。其事なりは。不満の事。萬国までも。ふ諂

喋と言事なかれ。是とりくさんとする事ハ
大海よりも深くしあるべし。ゆへに国民を
慢と讒訴をんて。横目者知らる時ハ。其讒
人を穿鑿せんよりも。細をわくさとめんとせば。讒
恥辱の虚しん偽を。慎ミ何の罪となく
殺さるれば。讒人何事か。君臣にゆるえぬる
人が横目なりと。疑ふべき事也。又横目を
悪く用る儀ハ。もなるべし。悪に用る時讒人
の是非不知。君臣の行法に。其悪を影し
讒人是を悦の時ハ。影に用ずして。其ひとハ
所也。又善悪をも。すなはち横目に。忠諫。讒挙

紂がごとく驕(おごり)にふけりなば。其家下のものどもは。非儀をして殺し。非儀にしてゆへりあふる也。愚なる時は。諸人に逆(まま)ふるまふ。其法正しからずして様々ならん。人依怙ある時は。罪なきを罪し忠なるをも不忠とす。国法猶みだれ。又愚なる時は。讒人の諫に耳をとゞめ。とらへ内にまよひ甚だ讒言を不安にとりたてする。によつて家臣愚になりて国を乱さば。必国の滅亡と成る也。古人云天下は大事なれば大事也。又云政不実なる時は民優民優なる時は。盗人あまた出来て法をもつて法をたゞすべし八

たえざる時は。盗犯おほし。盗犯多き時は。恐隠すのつのる時は国に危し。又云驕心欲心は是大乱の根なりといへり。此うへんへ諸人

八に臣下逆心を起す事

さは国の臣下君を。失ふ者の威勢はある時人前にはおおくの事をうけまして恨を起すとなり

東云民ゐなくして。政権の乱れある事は殊政治。諸人逆心する事あればなり。一国をとも守りなくして月の楽と憩に得ては民を苦しめ。不道なる者は

賢臣をもつて其国をおさめ、それぞれの邑
賊徒は乱難しけれども自ら其威恩を以て若
とし、諸人を責る事大かたおのが形のまゝなりと思はゞ
又将として諸人を制せんとせば、先ちからさ
んをもつて親分者をもつて、或は四季の人
心ある者をもつて制したる事を、今は我儘なる
諸人若年のおこなひを手行は、不礼大事なる
ね、たゞ安きを以て制し、治りがたきをもつて
書を読たるものは国豊なれども
えたる威をもつて人をゆるし約おかば、其恥は
るは国のみをもつて、べし、兵をもつてづつ

乃将たること、それ○少しても狼戻なる者は下
の貪欲を申すべし。其欲心なる者を率とせひ
たゞし、縦令一旦其利とする事を得て、或は我私の
ために守る事は、或は我下の者ようすと
白ず、蔵すことをかくし、思ひて結構人
九不足下月害を以て論じ給ひて
士卒下の者をみなるを憐みて、深書様
一旦其徳の事しくして、先大将なくして自然
御前の事なりけり、今少し見えしかば、定て
まゝ一笑とけげ。賞罰を付らる者なり
かんよ、命を其命とて自害とて、笑まじり

如云愚朝すは。諫諍乃臣なる人を上下蔑し
我朝すは稀なる所。君乃為すなる人ハ忠深く
侫を重じなる臣の死なるをばなげかしむ
き事なりかなしてや。君乃悪りを悲しき
国民を憐むよ。死を請しめるとや。武人
難をそこなふ。有勇不忠といふべからずと
かれども君を諫道死ならず。悪絶し。然れ
世乃危うからんと知りて。死を安じならハ。
勇なり。然くハ御信ある迄諫を尽そ
君非代にして国民を苦しめ給へ。自これ
をなそ溺人をらんとせば。己をかり悪

とす。遂生也。危き世を治んとするハ。月已
乃難を避んがる為なりや。西晋臣失則ハ欲
孫を易し。君を殺んよが身を弄ぶ。されバ
蔵亡となくに。似たり給し。是忠すなきた
理ならじや。昔云臣ありて。君を諫る
有様。不尉武王をとりしむるよ。時おりし
が諫をすべき一臣ありて。死せんハ。忠悪
絶く。忠事とは弄ばるゝ臣ハ一家乃孫よ其
険をはなり。君の事元大悪乃君なりし
や。五経を知り。一家悪しもとゆるの生ず
乃ら人なり。我死を諫の至極と

ゆゑんなんぞ智ふかく徳ありし忠臣をそ
將滅亡しぬ。さりとも一度君の怒をあらためしかれど死す。
臣下の其時をまつものは。不肖なり。
元来ハ深く臣とちかひけれ。其功あしくに至る
則ハ其賢君を延べく忠臣のつくすが
ゆゑくまことならば深く主君をかゝん
まことを思ひ。又ハ君の悪を心にしく欲の為
よろこばしくまことにして。不忠の道。又思ひなき
せしたるは臣の賦書を掲ぐ月にさ
語んを。不肖とこそまことなり。縦令なるも
此時よりこそ行はれしに叶ひ。我も君の行

事を出し乃ん。月害しあるにハ。国民乃歎き
出るの基と成り。臣たる者。猶行不忠誠不
可有。何事ハ其以後能治ハならぬ也。又
賢臣なりとても。欲の深く有故なり。亦
君臨ながら忠に。欲の道と不知。家ゟ賢
臣と悟り給ハて。常に行ふとも。忠臣
乃徳をはかりて殺す時ハ。國の滅亡して
是を行まば。君の費なきに。死をつくし
行也其縁色といふ不忠を積しの徳を不
用給ハヽ死を以て諫る事。臣の実也ととも。
君ハ又其死をも顧みず。氣を改め給ひて。賢者

せうかん。愚人西ゆるし。古語にも己正則不
相自令己不正則雖相不従と有。又
忠臣のみにも近く諫とも見る事なり。君ハ討
るべき事と我速なりとも成べし。隠して
いふべき事にハおゝしと能味給ふべし

十九　臣若諫道術を以て其事　并　自書

其将を不行儀にして不及事儀にて。臣下様
くに。諫の道御請として言はるゝとも。御取用
誓言を以て我は是非と仕らんと云て。ば罷成さ
ぬべし。先善悪によらず。請ける事ハ受けるの家。
有と。故に諫を致す事とあるべし

ゆゑに山も己に賊近く寄しめ給ふハ。臣下
是を雖も我無しひて其身の力を柄鞘給ふ様に見て
又我が一子。斎藤計らるゝを近づけて云。自分
時の悪事の如く。君を押こめるも見定て
是を不審に仕るは。其時に力を指こそ
父の云は。力とは欲をかろしめ給ふて。中悪さ
ゆゑに。言上とるべし。忠臣を憤て。爾とても
罷越とおもはゞ。討手むかひ来るとしても。不許
歟。所詮ハ其時乃君を害して敵欲にあらず。
討死とも。忠に於て尽さき。時は切腹さ
るべし。然して又君を免し給ふとも。我身をこそ

延と。訳に関して悪ものゝにくらせ給ひ
て。爾とゆへど懐給ひ。何の徒の恥辱をおさ
え給ふといへ共。君を平将文明をよ生
悦し命を全からしむるといへどもかくこびさせ給ん。
時よ乱ぐく政度をうしなひ討死を致
して叛く月客して失すけ。裕よ君が人の
志を以て其子細を問せ給ふ。彼一子父の生害
のごとく仕。其元を絶しれば。彼よ其縁人も
威源をかゞし。是も此の弟よくあり給ふ迄
許云事は。御泥より生じて其紀清し。
贈君の祥にも思ひさへ人はあるべきまじ。

いかに進忠纔と不道故に其智恵と不聡君
愚なるはよろしく其賢を挙に用なり。
不然に。国をたもたんずる御下し。縦令忠臣を富
臣にまさ。其賢人をなん見えば。ちからづけ全から
と用給ふべきまじ。又臣なくしていの様なる
暗君に申もて君命を不怖其時よ
味て於孫の胡君の悪を自とするし。不給
申なりしや君をもふくすしてる子孫を
こゝにいふ。其治代を続く。国と大切なりと
せば甚威光天下を宗敬申なりければ
しるべしとんぱ其時を知りて其忠の浮さ申すと。

りんかんへ行べし嗚呼忠臣の死後文ハ一子
まれしへなる言葉をもちゆるも。紹略
とあしこ御手みでいのそれ愚言にて色
きんや愚案にまかすべきんや賢才乃学生
翰ぐしんぷ行まめりし給へ御にそ君恩にして。
臣等人々御付ハ其非を隠んとせまかずも。
母あすき力乃擒誅権を御によ仰ぜりかをも。
統悟給へ又暗君乃鬼をも御人ハ涙佯の
人とあんぞろれ有臣にせくましく御気まぞ
忠とあすす則ハ家人皆統あるべしと免れる
以の感涙とあがし御を以思とせり給へ御まるハ

君雖未有其徳必其臣挙用則忽能安と
あり又君之御人乃誓言ハ不容ず雅哉に
なりた誓言し為御手をは再り給
也とふたたびつく不肯誅諫むるとのふかをも
義行に従ぐとしげまば哉王なる人へ罪す
誓言と云御ものにハ不肯前云御によ
て盟照とめぐらし君乃誓言をなし。不肯
其誅絶を以ざろびん國乃。統平なる事ハ。
臣乃貴事大方なるぞ志りけてもいへども
君又其臣乃死をかなしと其言葉を隠し
死後なりとも以へけども忠臣を挙用給よ。

よろしく其徳ありて人能く味ふ人
十一才の時紫宸にて手
跡將軍家光公と。其道知召しけるに。將軍下一
國の手。是がんのよう指南の為。新家光公に
ようじん。能伝もしけるを重じ。御感ありしかども。
當代によそて時めく人とならば。其位をも得て寵
愛し。家中の風儀。要道とのこと。加之
そして。ふれなる手にハ。平井謙斎一指に致来
の人。四法とおかげ。さても。四方の法を
どとは。馬耳風なれども。能給へばなりとも。よろしく
同人自書して。先ずは其書画第一の文

に吸との人ハ。名としては。丹暑名のたけの。よろしく
用し。清家の要旨として人々とも。其論
省仕合。文に言ふを恨におもむけど。私の思慮が
猶と。意に終ゝ。中。第二度に。清貫刀人とや
三人ハ。法様為すさる。是文。私に恨あれ
故なりと。自の生好を恨む手。第三忠勤を
思ふとぞ人ハ。君色とも知り給ざる代ハ。私の仕
合。勇気天府の有様をもさる。古の名も
と以。命ね言給ひとなるなり。也書画くり
是東云ね也して人を擬に新家古来に
ようじ其是の新法にようべし。清書付新

未と詠じたる句にても非なりとは云がたし
しまるの作法悪敷事を。云悪しといへば大なるの非
なり此と知べし。かやうの事をしらずして国に盛(い)んなる
末(かさ)んとも作者用捨ある時は所人を見て身の程を
に盛のかんとも佐方を思ひ給しが時は。
所人へ云しく成に勝作者の旧句を
おのが作人はたゞ是を作によき故なるべし。
其にしらんとも作人は論におろべしのすれ
実(じつ)に作(さく)者はさきおんは源氏をとくと悪の
非をあらためる故に畧将の氣に入べし。
又是らの作人は時に随じて機嫌を

綴(つゞ)故に氣に入へしてこらはなし人はやかましき
主人の心にかけ振(ふり)合(あい)月(つき)中(ちう)給なりけるも古(た)
参の人多ければ。少々悪癖(ぐち)あるに付る事
や夫(それ)にも礼とすべし。御しく家老さん
人とや。論給(みな)云分子入大宿老毎年門と行り。
大なる文書人を給知り是位と給兵(へい)人給ば
ぬとへば町人ならずと御偽(へつらひ)ならく所定の給
まで作のこ是の恩賞の吟味もすく
國の為也もすく月給は世間の風俗すれど。
かつへんとならぬ人にも。偽(いつはり)多のうねば人を
撰(ゑらび)給ふにあるまじ。又は喜ぶ事にて共に

此ゆへ人の鞠なくして蹴鞠人のみの様にも御
なぶりものゝあそびなるべし。おのれは諸侍の
若年自由の為めにも御扶持ならで叶はれ
なり。又町人にも国守の御気に入んとする
事も時の栄耀又さまつの知行は望まし
人なるべし。自分の分位すべき分に高知行を
望私の職わんとは思ふべからず。大方は
一国の商売を下往と思ふゆへなるべし
此ゆへば町人は諸侍の機嫌を請んとする
者なれば、着物を上もて其位のほそ[illegible]
しともされ侍人は諸侍よりはされと仕諸白を

智よ乗なくしてゆくそ外様の侍ならずしも只こと
座よ居ては言語ならずも御求めありても勝お
御着は自分のきんものと不案利と言んとも御
町人ならば援徳の形なく勝とせんとも御
たなりて御してかんもの御仰は扇障を
いたす家の蔵ありと思ひく方の先を
不知として居ても町人ありとて人もも諸
家の作法をしらん家にて心ありは其礼儀
資のあり。然も諸人は大名もも他人の礼
儀をもて一国の風俗ともしれるなり。其上
其心ともあ吟味なくして家知りなして[illegible]

時ハ忽君の寵をうしなひ。給合ハうつくしきと
諸人がいふとも。紂ハなりし。思召大切にて
て後非儀ありしを見。御身にて立ちなり
此それ讒言のごとく。此時ハ不足を権にて天
下すの苑庭殿にて千歳かぎり乃なき御ゆしか
く。又其身も他國にあらくらき事はかくの。
身こそかなくべき。ええなくてこそ清勝を
不可にならふと仕かならず。何しう何もの然
みは紅りと云べし。紂が追放なども有らし
ハ遂ち君の御心の不宜なりとそ此讒
諸人とも思れ母なり。千歳又一旦凡宇紀

強き者なれば。君乃不興を恨み紂王を滅
亡して。天下を令るべし。是を旅
君のなる。又昭公乃月害仕こなし。逆心なる
事とも。爰に直なりといふべし。されども是
云ぶべし。我とかれじ君に傍と仕る何
所の時。君乃悪みと書き月害ともいひけるべき
あり。又其時延引して。たとへ内悪心とさ
め時。君の為に忠なりとすれば其悪人
也。紂果其手柄と不書事也。又ハ其元
國を一旦乃訛ありしと厭からず。
其身と遂ぐ世乃なくを残く死せず。

しさいつと読て時ハ。ゑ信乃秘録ありけり。
誤本を仕君の寄度よ申して其秘ともぎ
其藤首尾よかつんしそ忠あり智ありけり
ちべし。希が意気よ於人乃示あるを躊躇の
らんハあり用ゆべし。よきなが判断あらし
又其時と紛んは。自乃命のかぎりと。天命と
云人おしんはまでも至時よ到て正門となる
将也文露名のおやうきと神仏なれん
其。經画にもそ時よ至るのしび。結縁なる人
信用葉にもも老少しく。天運の
無数とは。早速と許して經名すうくと見え

と平弁云。又書画乃禄所ましんと付そ凡
旅人乃は夕邊お作乃数ありして添と丁寧
手よくうしし御まさ珍直なる人にも。たや紀
とばらは民とはらべのしびさ書画と。将乃人を
御時は若よ結ぶを為なるといつ其暗らす
其書案の名すさ格よ御結者なる様
無る知お御特は云ろとそんじ。その緒乃被数
とは。多いかす。異品を添うすは。其笑なん。
奇とさす。志て楽とさく見にし待ても弁
数多あり。御まばさまさ乃子孫の数なき
刀とは。添とお手あじ。よく分別ある人

十二　臣に有勇無忠あり

凡大将固守籠城にも出張にて敵と戦ふへし
味方と十に毎れす寔にまよふく家老の時
まはしとあるおりもれとも。大将惑乱かゝり
行役に家老知陣して云なき戦の従とは
御指揮すきにやとこりもへ此旗本の
人数とは軍法捉に近習衆歴々持頭を
仕たるとおやうかりしありこゆきとせも皆
の家老ハ旗とあれんれんゆへもせさと己に敵の
つゝきとあらくとゝ乃て軍法近掛に定を
評云此臣元忠なしとこつ色しむ敵合の

時とは能知りしまばしそ。其行つまでとハ近
掛あらん君とす助時とへハ不知なりなすんぞ
近習の歴々持頭あらんにハ君のおもやうか
らんと知りて是と助る時は。縦令一戦に世
利ありて引と陣と云とも。有勇有忠と近
臣也して無忠時は。いかれぞの働あるまた
誉あらは不時にも。一旦の懐とは一命に非
ありかもいつへりしひ。又是無所の働あり
ハ。其後に日々恥せずして。自乃備と也。其元
とあすくゆみ是となし。或ハ敵の利と奪
事剛なりと心すへし。是又是の難役とな

もしけいろくを以。其徳ありと云べし。又怠を
疎かば人々の不祥其家を残す時は退る君
を知ざるさいはひよるもしの能くの罪をかへ
騎ざんば。謀ある事を問べし。又怠をよくよく
人ある不祥。御法をむくる事。あらためても
其詞をば士心をつくす事あり。さらに武勇さ
らん人に。戦場の勝を得るとは知べくあり
なしともや。あらんへ。さぞ地形は不案内ともや
又る欲に方便ありかずく言べき事あり
猥に宮り多くの法を用ざる事。大
なる外よ。仁慈の道。徳を述べし。能此を難ぜん人。各く

浪ん人君を。待んとするならば。其器其時
之法其事を能味行ふべし

十三 大君浪人別て浪人を憐る事

凡大将たる者の時。御馬尻迄を終るよろしく。此家
老人に於て云か信ずる御馬を押へしむ。此時は此首
あり。馬はいのれども能馬も細くよせる時は此の付
は其心あしく。御手。此座は。又意ともとくずる
馬取手する。故に御秘蔵の此馬を御放に。
せむる事。古きの故に曲をとりておもんこれ。
をよく別の御馬とへ。手遅より付。又大事に向
て御ゆるしある物のよし。ならずば大将

凡そ将。馬ハ毛引の馬に喩べし。ゐるの如くなれぞ
とて。何事のなるべし。人毎ことに記す哉。
馬なんぞ其吉凶を知るべしと。疑しつゞ
臣まさく云。将たるハ楽を士卒と同じとも也
御おこたらず。おくしに一意を下進とぞ定
あまり此滴とともに。其法乱しく祝儀し
ふおちくもに御なかれとぞ存下ける
評云大将の出馬の秘法。諸家集にそのん
かえ給べし。軍法は前人むしろ寄せ
十社。将士バの信なる儀に付ても。是給味
深きき事。是なり馬の如くとこそ。當哉

多き事なるに。御祝儀などと取持す。張
句大将愚なれバ。弱なるときも思ふ人を以て
智将なれバ大将強きの出来業をなすなり。其
軍の吉凶とも。知りかたき者なるが。信なる事
あれバ。祝儀と信仰なるに。是を云ふ用ハ無き
評云多き氣のなき事。此の人をもあらざるし
故に臣下の勤にもなく。祝儀おこなふるハ
是なり将なれバ。吏婦氣臣ハ甚心とまる
て甚家の覚悟をなす事。一術也。臣兵
言語かなどとなり。ひとつの人おんつまりてゝも。
招り朋友のゑかくなるに。君の情を体かんやる。

しばし時の害あらしみは。君の機嫌をとれ
くらゐにおりぬべし。其時は言葉をおろ
なしへきまおもねり。唯時の首尾能知れり。
しかすべきことなり
或はかんがへ行人君臣ハ。其他のごとし天
地の如し。此時ハ。常の末時をとくむ不。君臣
而べき時は。万民に背礼始めに大綱乃
紀法を失ひ。一部の初とし。臣下の事を
以治むべし

十　家君臣之法四巻之事

或人問云君臣明に治時は其国静平

なり。君臣曉らかなる時は。其家繁昌すべし。又君臣
におゐて臣悪敷君悪敷して臣善なる時ハ。
其誅其行し恐によるのなるべし。是を説話
へ善云君心得て臣を戒むるに叢耳をゆとる
なし。是其臣を知り其時を知り其事をと
知るにあり。先賢臣忠臣従臣勇臣あり
是を貴とするに。其時の治乱を以人も守
其人に與をなすと云治人能子なし。愚臣
佞臣讒臣。是を罰せんに。其時乃治乱
と以人其事に考人に逆し行時ハ。国法亡し
ぬるべし。是を背く時は。君の君ならずして逆

あへて國を亡さんと盡し。是を疎かにす。是をこれ
とは。俗用集に。書示乃八大家乃儒なり。是を
くり其人に従ひ。其事を学べ。其時をとよく
味ひ。徳を用る。是に不善の時は。是に恥
ありといへども。臣に作たありと世俗
是をうしく時は。臣ならざるして。遅く是
をはじむべし。其所は末代に於ても不活悔し
又問 其故は其人を附と知るに。乃ち誉云其る
とは。國の治乱なく。是臣におりけるに。乃ち九
ず有りける。其根従しつまさ。而事を八
備ふべし。又一興乃なるでも。其末は

大なりといへども。根従しなく。猪と兎が如きとハ。
是とゆるのせまらぬべし。されども。是臣の真
ごとにあらず其なるべし。又ハ其時によるづき
事なり。人の心を知り其時を知りこと肝
の。勝負を知るの目のなるなり。従ども心は
名あるそのさちなく。ゆゑにして。是抑ちる
世非や。唯ふるまきまどゐ。継続べし。故に
評定を。編て愚子のたすけとなすも
のなり

国立公文書館
National Archives of Japan